

松川町広報紙制作・編集及び広報支援業務委託 仕様書

1. 業務の目的・背景

当町では、第6次総合計画に掲げるまちづくり将来像「いっしょに育てよう 一人ひとりが輝く 笑顔あふれるまち まつかわ」を実現するためのプロセスとして、町民一人ひとりのウェルビーイングの向上を位置づけている。

ウェルビーイング向上につなげる具体的な取り組みとして「時代やニーズに即した鮮度の高い情報発信」を掲げており、町民が必要とする行政情報や地域情報を、迅速かつ容易に得られる環境の構築を目指している。

これらを達成するための主要な手段の一つとして、現在別々に発行している広報紙「広報まつかわ」および「まつかわカレンダー／まつかわら版」を統合し、新広報紙を発行する。新広報紙への一元化により、町民が「自分に必要な情報」を迷わず直感的に得られる環境を整備することを目的とする。

あわせて本業務では、編集・デザインの専門的知見を有する事業者に委託することで、紙面の質を抜本的に高め、町民にとって価値ある広報ツールへと刷新する。また、単なる制作業務の受託に留まらず、民間企業の持つ専門性・技術力を最大限に活用し、広報紙制作の効率化を図るとともに、町民に等しく届く情報発信のあり方を共に考え、継続的にブラッシュアップしていく伴走型支援を行うことで、職員の人事異動に伴う品質低下等を補完し、持続可能かつ効果的な広報体制の構築を目指す。

2. 履行期間

令和8年10月1日から令和9年9月30日

以降、最大令和11年9月30日まで更新（1年ごとの評価に基づく）

3. 広報紙に関する基本事項

(1) 基本事項の確定

本項目に定める事項は業務実施上の基準とする。具体的な規格等については、契約締結後、制作方針打ち合わせ等において、町と受託者が協議の上、決定するものとする。

また、業務期間中において規格等の変更が必要となった場合も同様とし、双方の協議により合意の上で決定するものとする。なお、変更に伴い契約金額の変更が必要となる場合には、別途変更契約を締結するものとする。

(1) 発行頻度および発行日

毎月1回、20日付けでの発刊とする。

(2) 規格

ア サイズ B4版

イ	印刷部数	4,000部 ※都合により増減する場合あり（別途協議）
ウ	ページ数	10ページ ※都合により2ページ単位で増減する場合あり
エ	紙質	再生上質紙55K
オ	色数	全ページフルカラー
カ	フォント	原則としてユニバーサルデザインに配慮したフォントを使用する。
キ	PDF化	HP掲載および印刷に支障のない品質とし、印刷時と同様のカラーとする。

4. 編集方針

(1) 全体方針

本広報紙は、町が提供する多様な情報を整理・再構築し、町民が「自分に必要な情報」を迷わず直感的に得られる紙面づくりを目指す。町が作成する特集記事に加え、行政情報（イベント情報、相談窓口案内、各種お知らせ）やカレンダー情報等の全コンテンツにおいて、住民目線に立った情報の可視化とアクセシビリティの向上を追求する。

(2) コンテンツ・デザイン方針

- ア 町から支給される原稿を精査し、リライトや見出しの工夫により、住民が理解しやすい表現へブラッシュアップすること。
- イ 町からのお知らせ記事とカレンダーへ掲載する情報を単に合体させるのではなく、関連する情報を結びつけ、行事の目的や参加方法が直感的に伝わる構成を追求すること。情報の重要度やカテゴリに応じた視覚的な整理を行うこと。
- ウ 紙面全体で一貫したトーン及びマナーを維持し、どのページを開いても必要な情報に辿り着けるレイアウトを徹底すること。
- エ 若年層から高齢層まで、全世代が手に取りたくなるような、写真・図解を多用した視覚的デザインを追求すること。

(3) 編集の役割と姿勢

- ア 支給された原稿を配置するだけでなく、住民にとって「見やすく、使いやすい」紙面にするための改善案を常に提示すること。また、住民の行動変容（イベントへの参加や制度の利用）につながる工夫を常に提案すること。
- イ 広報紙全体の構成を見通した上で、各記事の掲載順序や紙面設計について町職員と密に連携・提案を行うこと。
- ウ 専門的な校閲体制を維持し、誤情報の掲載を未然に防ぐとともに、表記ルールを厳格に守り、町政に対する信頼を担保すること。

5. 業務内容

受託者は、原則以下の工程に基づき業務を行うものとする。ただし、本業務で以下の工程以外に必要な業務が生じた場合は、双方協議の上、工程を変更できるものとする。なお、本業務には特集記事の作成は含まれない。

(1) 業務スケジュール

本業務のスケジュールは、別途提示する「広報紙制作スケジュール（別紙）」のとおりとする。受託者は、当該スケジュールを遵守し、各工程において遅延が生じないように進行管理を行うこと。なお、特集記事の進行状況等により調整が必要な場合は、速やかに委託者と協議するものとする。

(2) 紙面構成および素材の取り扱い

- ア 企画案の作成 町から支給される原稿を基に、住民の関心や優先順位を考慮した企画案（構成案）を作成し、提出すること。
- イ 特集記事データの統合 町より送付される最終データを受領し、紙面全体の中で全体のバランスが最適となるよう配置すること。

(3) 広報編集委員会への参加と校正対応

- ア 広報編集委員会への出席 町が開催する「広報編集委員会」に出席し、委員の意見を直接確認すること。出席方法は対面・オンラインを問わない。
- イ 即時修正 会議の場において、修正指示の内容をその場で制作データに反映・共有し、紙面の仕上がりについてその場で合意形成を行うこと。これにより、修正の齟齬をなくし、校了までの効率化を図ること。

(4) 編集および校正業務

- ア 定型記事の作成 支給原稿に対し、住民にとって読みやすい見出しへのリライトや、図表の作成等を積極的に行うこと。作成にあたっては、全ての人にとって読みやすい紙面となるようユニバーサルデザインに配慮すること。
- イ 校正回数および運用 校正は広報編集委員会による校正を除き、原則3回までとする。なお、以下の手順を進めること。
 - ①受託者は、町が指示した箇所について修正を行うこと。
 - ②修正の指示や意図が不明な場合は、憶測で対応せず、必ず発注者に逐次確認を行い、解釈の齟齬をなくすこと。
 - ③修正の都度、ゲラ刷り（紙媒体または電子データ）を作成し、発注者に提出すること。
- ウ 情報の整合性確認 町からのお知らせ記事とカレンダーへ掲載する情報を有機

- 的に結びつけ、日付やイベント情報に矛盾がないか、クロスチェックを徹底すること。
- エ トーン及びマナーの維持 特集記事と定型記事を統合した際、紙面全体としての一貫性を保ち、直感的にわかりやすいレイアウトを構築すること。
- (5) 校正・校閲業務
- ア 受託者の責務 受託者は、全ての校正段階において、共同通信社が発行する「記者ハンドブック」(最新版)の基準に基づき、誤字脱字、表記ゆれ、情報の整合性チェックを行うこと。また、カレンダーの日付や曜日、イベント等の事実関係について、提供された資料に基づき正確に反映されているか、専門的な見地から校閲を行うこと。
- イ 情報の整合性確認 全ての修正が完了した後の「最終校閲」は、受託者が責任を持って行い、最終的な印刷データ(校了データ)を作成すること。
- ウ 責任の所在 最終的な印刷への校了の指示は町が行うものとする。ただし、受託者は校了直前のデータにおいて、指示された修正がすべて正しく反映されているかを確認し、責任を持って納品すること。
- (6) 納品
本業務の納品は次のとおりとする。
- ア 納品期限 納品日 午後1時まで
- イ 納品方法 松川町役場まちづくり政策課 窓口へ一括納品
- ウ 納品物一覧
・広報紙【製本済み4,000部】
・PDFの電子データ1部
- (7) 町の記録写真・取材業務
町の日常や出来事を伝える写真および記事について、受託者は以下の業務を行うこととする。
- ア 指定された場所・行事における取材および撮影業務。
- イ 撮影した画像データおよび原稿の作成。なお、成果物の著作権は松川町に帰属するものとする。
- ウ 取材先との調整および撮影に関する事務的な対応。
- (8) 広報活動における伴走型支援および広告営業業務
- ア 広報活動における アドバイス デザインの刷新だけでなく、ターゲットに響く情報発信の手法や、住民に等しく情報が届くための仕組みの構築につ

いて提案を行うこと。

- イ 広告営業および運用 松川町広告掲載事業実施要綱（平成 26 年要綱第 1 号）に基づき、広告主の募集、審査資料の作成、デザイン調整、掲載管理までを代行し、財源確保を支援すること。

6. 契約に関する事項

（1）委託料の算出方法

本業務は、ページ単価による契約とする。ただし、各号のページ数に増減があった場合でも、契約単価の変更は行わない。

（2）再委託等の制限

受託者は、業務の全部又はその主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ業務の一部分の第三者への委託又は請け負いについて町から書面により承認を得た場合は、これを行うことができる。

（3）業務の履行に関する措置

町は、本業務（一部を再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。

受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から 10 日以内に発注者に書面で報告しなければならない。

（4）成果品の利用(二次利用等)

本業務による成果品の著作権は町に帰属するものとし、町は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、媒体間の連携を推進するため、ホームページ配信など、二次的な利用も可能なように対応すること。

（5）機密の保持

受託者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

（6）個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、松川町個人情報保護法施行条例(令和 5 年松川町条例第 1 号)、その他関係法令を遵守しなければならない。

（7）著作権及び肖像権の保護

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で写真、イラスト等を

使用する場合は、著作権及び肖像権に抵触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(8) 仕様変更等の協議

本仕様書に定める事項について変更の必要が生じた場合は、3.(1)に準じて協議し、合意の上で決定するものとする。

(別紙)

令和8-9年 広報発行スケジュール

10月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

1月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

3月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

4月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

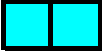

5月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

6月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			


7月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

8月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

9月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

 自治会長宛文書配布日
 広報原稿渡し日

 校了日
 商品納入日

 広報編集委員会